

役員報酬規程

特定非営利活動法人ACE

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ACE（以下「この法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人が報酬を支払うことができる役員は、定款第13条1項に定める理事および監事とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、原則として無報酬とする。ただし、この法人は、常勤役員（役員のうち、1週につき3日以上役員として勤務する者をいう。）に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。但し、その支給日が休日に当たるときは、この法人の貸金規程に準じて支給する。

(報酬の額の決定)

第6条 理事の報酬の額は、総会の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会が別に定める算定方法により理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬の額は、総会の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議により別に定める算定方法により監事の協議で決定するものとする。

(使用人を兼務する役員への報酬の支払い方法等)

第7条 常勤役員のうち、使用人を兼務する者の報酬および給与についてはその勤務の状

況等により役員としての報酬と使用人としての給与に区分して支給することができる。ただし、区分の必要がないと認められる場合は役員としての月額報酬を使用人給与と併せて支給することができる。

2 前項の支給に関し必要な事項は、この法人の賃金規程によるものとする。

(任期の途中での就任および退任等)

第8条 任期の途中において新たに常勤役員に就任した者は、就任した日から報酬を支給する。

2 常勤役員が任期の途中において退任し、または解任され常勤役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

(通勤手当)

第9条 常勤役員には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その支給の取扱いについては、職員の例に準ずるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、2015年11月21日から施行する。

特定非営利活動法人 ACE 賃金規程**(目的)**

第1条 本規程は、当団体就業規則の規定に基づき、職員の賃金に関する事項を定めたものです。

(賃金の定義)

第2条 この規程に定める賃金とは、労働の対価として支払われる通常の賃金をいいます。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則に定める正職員に適用します。

(賃金の構成と分類)

第4条 賃金の構成と分類は下記のとおりとします。

- ①基本給
- ②諸手当(役職手当、住宅手当、家族手当、特別手当、調整手当、通勤手当)
- ③割増賃金
 - a. 時間外勤務割増賃金
 - b. 休日勤務割増賃金
 - c. 深夜勤務割増賃金

(賃金の計算期間と支払日)

第5条 賃金(臨時に支給するものを除く)は、当月1日から当月末日までの分について、当月25日(休日の場合は前日)に支払います。

2. 前項の定めによらず、次の各号の1つに該当するときは、職員(本人が死亡した場合はその遺族)の請求により、賃金支払日以前であっても、既往の勤務に対する賃金を支払います。
 - ①本人の死亡、退職、解雇のとき
 - ②本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀などの臨時の費用に充てるとき
 - ③他特別の事情がある場合で、当団体が必要と認めたとき
3. 新たに職員となった者には、その日から賃金を支給し、昇給、降給等によって賃金に異動を生じた者には、その日から新たに定められた賃金を支給します。
4. 前各項の規程により賃金を支給する場合であって、その月の初日から支給する以外のとき、またはその月の末日まで支給する以外のときは、その賃金額は、勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算します。
5. 職員が業務上の理由により死亡した場合、その月の賃金全額を支給します。

(欠勤および休職者等の賃金)

第6条 職員が業務上負傷または疾病にかかり、就業できない場合は、労働災害補償保険制度の休業補償給付を受けるものとします。

2. 職員が業務以外の負傷または疾病により就業することができない場合は、健康保険制度の傷病手当金を受けるものとします。
3. 通勤災害による休業の場合は、その翌日から賃金の支払いを停止し、労働災害補償保険法の休業給付を申請するものとします。

(賃金の支払方法および控除)

第7条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払います。ただし、次に挙げるものは支払のときに控除します。なお、職員が本人の銀行口座への振込みを申し出た場合にはその方法で支払われます。

- ①源泉所得税
- ②健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料

(賃金の計算方法)

第8条 遅刻、早退または欠勤などにより、所定勤務時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に対応する基本給を支給しません。ただし、この規定または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りではありません。

2. 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てます。
3. 賃金精算期間における賃金の総額に1円未満の端数を生じた場合は、これを1円に切り上げます。
4. 賃金の計算期間の途中で入職、退職、休職または復職した場合の賃金は、日割計算にて支払います。この場合、1か月の所定勤務日数を20日として計算します。
5. 制裁による減給もこの日割計算を準用します。
6. 在宅勤務時においては、「在宅勤務規程」第11条5項（在宅勤務中における待遇・欠勤控除、遅刻・早退控除）に定めます。

(年次有給休暇の賃金)

第9条 規則第41条に定める年次有給休暇については、基本給計算上、所定就業時間就業したものと取り扱い、通常の賃金を支給します。

(慶弔休暇等の賃金)

第10条 慶弔休暇等により勤務しなかった時間または日の賃金については、支給しないものとします。ただし、次に掲げるものは有給とします。

- ①本人が結婚するとき
 - ②配偶者が出産するとき
 - ③配偶者、子または父母が亡くなったとき
 - ④義父母、祖父母が亡くなったとき
2. 前項の場合において、休業した時間の計算は当該賃金締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てます。

(休職期間中の賃金)

第11条 就業規則に定める休職期間中の賃金については、支給しないものとします。

(臨時休業の賃金)

第12条 団体の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業手当として休業1日につき平均賃金60%を支給します。

(賃金を支給しない場合)

第13条 職員が、次の各号に該当する場合は、その休業した期間または時間に対する賃金を支給しません。

- ①就業規則に定める懲戒規定に基づく出勤停止に伴う不就業
- ②当団体の指示に基づかない就業または不就業

(基本給)

第14条 基本給は月給および日給月給制とします。

2. 基本給は、本人の年齢、能力、経験、技能および職務内容などを勘案して各人ごとに決定します。

(役職手当)

第15条 役職者には、次の役職手当を支給します。

代表(常勤で勤務する場合)	50,000 円
事務局長	50,000 円
事務局次長	30,000 円

(住宅手当)

第16条 本人の賃貸契約に限り、月額 20,000 円を超える家賃を支払っている場合、月額 10,000 円を住宅手当として支給します。

(家族手当)

第17条 扶養家族を有する職員には、次の家族手当を支給する。扶養家族は、健康保険法に該当する者とし、子については第三子までとする。

- ① 配偶者 月額 8,000 円
- ② 子ども(21歳以下) 月額 3,000 円/人

(一時金)

第18条 組織全体の業績が良好と判断された場合、業務成果が優良と評価されたものに対し一時金を支給することがあります。

(時間外勤務割増賃金、休日勤務割増賃金、深夜勤務割増賃金)

第19条 所定勤務時間を超えてまたは休日に勤務した場合には時間が勤務割増賃金または休日勤務割増賃金を、深夜(22時から5時までの間)において勤務した場合には深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の計算により支給します。

時間外勤務割増賃金	$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
休日勤務割増賃金	$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{時間外勤務時間数}$
深夜勤務割増賃金	$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{時間外勤務時間数}$

2. 所定勤務時間を超えて、または休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ、時間外勤務割増賃金または休日勤務割増賃金と深夜勤務割増賃金を合計した割増賃金を支給します。

(通勤手当)

第20条 通勤のために交通機関や駐輪代を利用し、その運賃または料金を負担することを常例とする職員には、交通費の実費を支給します。ただし、通勤距離が直線距離片道 1 キロメートル未満である場合は除きます。

2. 通勤のために交通機関や駐輪代を利用する職員には、通勤手当として実費を支給します。
3. 通勤経路は、最も合理的かつ経済的なルートとします。
4. 通勤定期券が使用できる場合は、最長期間6か月（あるいは3か月）の実費とします。その場合、職員は別紙の通勤定期購入申請書に記入し、事務局へ届け出なければなりません。
5. 通勤にかかる交通費の上限は1人年間480,000円とします。
6. 前項にかかわらず、在宅勤務の場合の通勤手当は、「在宅勤務規程」第11条3号に基づき、原則として入社日の日数に応じて通勤に要する実費に相当する額を支給します。

（昇給・減給または賃金の改定）

第21条 昇給・減給または賃金の改定は、原則として毎年1月に技能、勤務成績等を勘案し、昇給・減給または賃金の改定が必要なものについて行い、1月に支給する賃金より適用します。ただし昇給・減給または賃金改定の決定が遅れた場合は、1月に遡って差額を支給するものとします。

2. 前項の定めにとらわず、団体の業績や運営上の都合、その他やむを得ない事情が生じた場合は、昇給・減給または賃金改定をしない、または時季を変更することがあります。

（昇給・減給資格者および欠格者）

第22条 昇給・減給は、原則として引き続き6か月以上勤務した者（試用期間を含む）について行います。

2. 前項の規定にとらわず、次に挙げる者は原則として昇給の資格を有しないものとします。
 - ①勤務外の事由により、実就業日数が所定の就業日数の3分の2に達しない者
 - ②休業中の者

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行します。
- 2 この規程を改廃する場合には、職員の意見を聞いて行われます。

改訂：2014年4月13日

2016年2月14日

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ACE	事業年度	令和元年9月1日～令和2年8月31日
-----	---------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	4,550,000 円
受取寄付金	72,102,952 円
受取助成金	8,795,519 円
自主事業収益	14,595,690 円
その他収益	3,589,282 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	103,633,443 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
会員からの預託金	600,000 円
西武信用金庫からの長期借入金	7,511,000 円
日本政策金融公庫からの長期借入金	30,000,000 円
	円
	円
合 計	38,111,000 円

(3) その他

該当なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		17,863,225 円	寄付
		7,100,000 円	寄付、法人賛助会費
		6,200,000 円	寄付
		6,006,887 円	寄付
		4,730,000 円	受託事業収入

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		15,657,244 円	ガーナ、カカオ産地での子ども支援プロジェクト実施費
		8,696,845 円	インド、コットン産地での子ども支援プロジェクト実施費
		4,603,194 円	協働プロモーション料、他
		3,020,687 円	事務所家賃、光熱費
		1,759,240 円	出張旅費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			R02.01.06	15,400 円	書籍の販売
			R02.02.07	1,540 円	書籍の販売

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
R02.09.18			宮城県亘理郡山元町での子育て支援	90,634 円
R02.12.23			社会課題を発信する事業を支援	30,000 円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
..				円
	合計			120,634 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
R01.09.11	ガーナ「スマイル・ガーナ プロジェクト」実施費	3,803,100 円
R01.12.11	ガーナ「スマイル・ガーナ プロジェクト」実施費	3,941,102 円
R02.04.02	ガーナ「スマイル・ガーナ プロジェクト」実施費	4,340,000 円
R02.06.02	ガーナ「スマイル・ガーナ プロジェクト」実施費	3,573,042 円
R01.10.28	インド「ピース・インド プロジェクト」実施費	937,860 円
R01.12.11	インド「ピース・インド プロジェクト」実施費	937,686 円
R02.01.10	インド「ピース・インド プロジェクト」実施費	944,559 円
R02.03.27	インド「ピース・インド プロジェクト」実施費	924,899 円
R02.06.02	インド「ピース・インド プロジェクト」実施費	2,510,369 円
R02.07.31	インド「ピース・インド プロジェクト」実施費	2,441,472 円
		円
		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ACE	チェック欄
-----	---------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和元年9月1日 ～令和2年8月31日	9人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉓」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかたしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ACE	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任年月日
尾上(岩附) 由香		理事		○						H17年 8月8日就任
小林 裕		理事		○						H17年 8月8日就任
馬場(白木) 朋子		理事		○						H17年 8月8日就任
安永 貴夫		理事		○						H21年 3月20日 就任
新谷 大輔		理事		○						H22年 3月24日 就任
宮本 聡		理事		○						H27年 11月21日 就任
松本(丹羽) 真理		理事		○						H27年 11月21日 就任
大石 貴子		監事		○						H21年 3月20日 就任
矢崎 芽生		監事		○						H22年 3月24日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ACE		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
出入金伝票	単票	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
外貨出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
賃金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	7年
固定資産台帳	税務ソフト (達人) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ACE	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		<input checked="" type="checkbox"/>

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 ACE	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 ACE
-----	---------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td></td> <td>設立年月日</td> <td></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ACE	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ